

# カワサキ会計事務所だより

平成20年3月号

## 3月の税務カレンダー

所得税・消費税 確定

国民健康保険税 第10期

発行所 カワサキ会計事務所

〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F

TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835

URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>

発行人 税理士 川崎 清廣

長崎市ホームページより

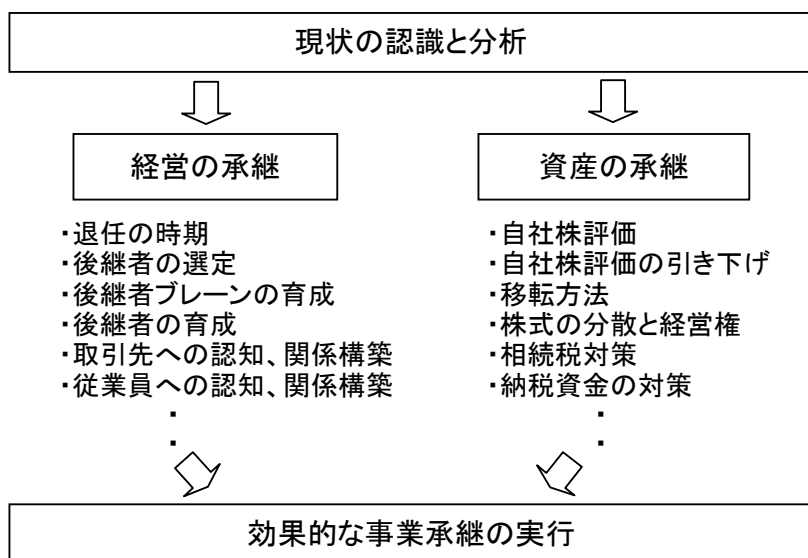
## 事業承継の取り組みのポイント

経営者の皆様には、「事業を存続させたい、後継者を育てたい」と想いがあられるかと思えます。

また、社内外からも求められる大きな経営課題といえるでしょう。事業承継に際しては、早い段階から計画を立てて取り組むことが重要です。

事業承継の取り組みにおいては、**経営の承継(人的な後継者対策)**・**資産の承継(物的な資産対策)**を、同時に行っていく必要があります。「**後継者の育成は進めてきたが、自社株などの移転については対策が遅れていた**」・「**資産の承継対策は進めてきたが、後継者がまだ育っていない**」といった状況では、十分な事業承継といえないからです。

そこでまず、下のようなフローを作成してみましょう。自社の円滑な事業承継に必要な項目を洗い出し現在の取り組み状況に応じて、必要な手段・期間を設定するのです。どちらかの対策だけに注力するのではなく、バランスよく進めていくことが大切となります。



事業承継は、取り組み次第で経営者の引退後の企業の在り方を大きく左右します。あらゆる項目を十分に検討して、最適と思われるタイミングを見つけて実行していくことが大切です。

(<https://www1.daido-life.co.jp> より抜粋)

### <中小企業の経営承継円滑化法案が国会へ>

昨年度の税制改正大綱では、中小企業の事業承継を支援ために、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設され、相続時において課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されることになった。上記円滑化法では、中小企業経営を承継する相続人が、経済産業大臣より認定を受け、遺留分権利者全員と合意し家庭裁判所の許可を受けることで、自社株式を遺留分から除外できることになる。自社株の相続を巡って相続人間での争いを未然に防止し、事業を承継する後継者の意欲を削がないようにという配慮があります。この円滑化法は平成20年10月からの施行が予定されているが、それと関連した税制改正は平成21年の施行予定となっており、詳細が不明です。

自社株等の相続対策を検討される場合は、上記内容が判明後対策を実施されるようにご提案します。